

環境第1023号  
平成29年8月3日

経済産業大臣 世耕 弘成 様

北海道知事 高橋 はるみ



「(仮称) 上ノ国第二風力発電事業環境影響評価方法書」に係る知事意見について

このことについて、環境影響評価法第10条第1項及び電気事業法第46条の7第1項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり提出します。

(環境生活部環境局環境政策課環境影響評価グループ)

(別紙)

(仮称) 上ノ国第二風力発電事業環境影響評価方法書に係る知事意見

本事業は、上ノ国町の北西部に位置する約1,500haを対象事業実施区域として、50基程度の風車による最大出力180,000kW程度の風力発電所を設置する計画である。

対象事業実施区域は、大部分が水源かん養、土砂流出防備等の保安林に指定されているほか、対象事業実施区域及びその周辺には、チシマザサープナ群団等の自然度の高い植生、天の川鳥獣保護区、桂沼自然景観保護地区、檜山道立自然公園等の重要な自然環境のまとまりの場が存在しており、さらに、希少猛禽類の生息やガン・カモ類の飛来が確認されている。

また、対象事業実施区域は上ノ国町の水道水源の集水域を含んでいるとともに、対象事業実施区域周辺には住居等が存在している。

以上を踏まえ、事業者は、次の事項に的確に対応し、科学的根拠を明らかにした上で、本事業による環境影響を確実に回避又は低減すること。

## 1 総括的事項

(1) 今後の風力発電設備、変電設備、工事用道路等の設置等、事業の実施に伴う土地の改変箇所等の決定、その他の事業計画の策定に当たっては、環境に配慮すべき区域を除外するなど、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

また、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、可能な限り評価項目及び分類群ごとに複数の専門家等の助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切に調査を行い、科学的知見に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。

なお、その過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合は、確実に環境影響を回避又は低減できるよう、事業の規模を縮小するなど、事業計画の見直しを行うこと。

さらに、予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合や効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合においては、事後調査を実施すること。

(2) 本方法書の対象事業実施区域は、配慮書段階の事業実施想定区域から、風車の設置が想定される尾根部を中心に区域の絞り込みを行ったとしているが、土地改変の可能性のある場所の大部分が、水道水源の集水域や重要な自然環境のまとまりの場と重複している。

このため、環境面に配慮した対象事業実施区域の絞り込みについて更なる検討を行うとともに、準備書の作成に当たっては、絞り込み等の過程を、理由を含めて具体的に記載すること。

(3) 事業者が、既に対象事業実施区域の北側に近接して設置している風力発電所「上ノ国ウインドファーム」(以下「既設風力発電所」という。)との累積的な影響について、既設風力発電所で得られている環境影響等に関する情報を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(4) インターネットによる図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点からの意見を求めるよう、印刷可能な状態にすることや、法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなどにより、利便性の向上に努めること。

また、今後の手続きに当たっては、住民及び関係団体等への積極的な情報提供や説明などに

より、相互理解の促進に努めること。

## 2 個別的事項

### (1) 騒音及び超低周波音

- ア 施設の稼働に伴う騒音については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（平成29年5月26日環境省）に基づく予測及び評価の実施について検討すること。
- イ 施設の稼働による騒音及び超低周波音について、既設風力発電所との累積的な影響について適切な地点及び時期を設定し、調査、予測及び評価を実施すること。
- ウ 騒音及び超低周波音による心身への影響については不確実性があることから、施設稼働後に影響が確認された場合の対策について検討すること。

### (2) 水質

- ア 上ノ国町の水道水源である小安在川の集水域については、可能な限り対象事業実施区域から除外すること。除外できない場合は、施設稼働後の永続的な影響等にも配慮の上、集水域内の土地改変を可能な限り回避するとともに、水質への影響を回避又は十分に低減できるよう環境保全措置を検討すること。
- イ 工事の実施や地形の改変により発生するおそれのある水の濁りに係る環境保全措置については、近年増加している局所集中的な降雨の傾向を十分に踏まえたものとすること。

### (3) 風車の影

- 施設の稼働による風車の影（シャドーフリッカー）については、影響が及ぶ時間の長短に関わらず人によって気になることがあるため、風車の適正な配置や構造等の検討を含めて、影響が回避又は十分に低減されているかの観点から評価すること。
- また、既設風力発電所との累積的な影響についても、適切な地点及び時期を設定し、調査、予測及び評価を実施すること。

### (4) 動物

- ア コウモリ類の調査について、バットディテクターの探知距離等を十分に考慮の上、必要に応じ、地上での調査に加え、風況ポールにマイクを設置することなどにより、ブレード回転域の高度における調査を実施し、バットストライクの影響について適切に予測及び評価を実施すること。
- イ 対象事業実施区域及びその周辺では、クマタカ、ハチクマ等の希少鳥類の生息や、天の川鳥獣保護区を集団飛来地として利用する渡り鳥の飛来が確認されていることから、これら鳥類の風車への衝突事故や移動経路の阻害、生息への影響等の回避に向けて、専門家等から助言を得ながら、適切な地点及び時期を設定し、調査、予測及び評価を実施すること。
- また、既設風力発電所との累積的な影響についても、既設風力発電所及びその周辺に調査地点を設定するなど、適切な地点及び時期を設定し、調査、予測及び評価を実施すること。

### (5) 植物

- 工事の実施による土地改変に伴う表土の移動や改変箇所の裸地化等により侵略的な外来種の生育域が拡大し、周囲の植生等に影響を及ぼすおそれがあることから、土地改変を予定する

区域及びその周囲における侵略的な外来種の生育状況を予め把握し、工事の実施によりその分布が拡大することのないよう施工方法を検討すること。

また、外来植物の分布拡大は、植物のみならず動物や生態系にも影響を及ぼすおそれがあることから、それらに対する影響について、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

#### (6) 生態系

ア 注目種については、現地調査の結果を踏まえて見直しを含めて検討し、適切に選定するとともに、選定の経緯を準備書に記載すること。

イ 工事の実施による土地改変や樹木の伐採については、その範囲を必要最小限とするとともに、特に自然度の高い植生の区域及び大型鳥類などが営巣に利用し得る大径木の周辺区域については、現地調査により、その存在する区域を明らかにした上で、原則としてこれらの区域を回避すること。

#### (7) 景観

ア フォトモンタージュの作成に当たっては、四季を通じて風車と背景とのコントラストが強く出る晴天時の写真を用いて作成することなどにより、風車の見えやすさや目立ちやすさが最大となる条件を想定したものとともに、色調、明度、解像度や大きさについては、実際の視覚的印象を反映したものとすること。

また、既設風力発電所との累積的な影響を適切に評価できるよう、既設風力発電所と計画中の本風力発電所の双方が把握できる構図のフォトモンタージュも作成すること。

イ 北海道自然環境等保全条例に基づく自然景観保護地区である桂沼が対象事業実施区域に近接していることから、桂沼の景観に及ぼす影響について、調査、予測及び評価を実施した上で、必要な環境保全措置を検討すること。

#### (8) 廃棄物等

工事の実施に伴う廃棄物及び残土については、その発生の抑制に努めるとともに、発生量に加えて最終処分量、再生利用量及び中間処理量等の把握を通じ、適切に調査及び予測を実施すること。